

知っ得シリーズ Vol.2

交通事故問題の解決のために

# 交通事故問題ガイド

交通事故の被害にあわれた方が、  
保険会社と交渉する前に、  
「これだけは知っておきたい」  
ことを特集しています。

## 岩永法律事務所

弁護士 岩 永 隆 之

弁護士 黒 岩 英 一

住 所 〒850-0032 長崎市興善町4番5号  
カクヨウBLD5階

TEL 095-829-2120

URL <http://www.iwanaga-law.jp/>

Mail [iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp](mailto:iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp)

# 目

# 次

- |                           |      |
|---------------------------|------|
| 1. はじめに                   | P.02 |
| 2. 事件の流れ                  | P.03 |
| 3. どのような損害賠償が認められるのか？     | P.05 |
| 4. 損害賠償に基準があるのか？          | P.09 |
| 5. 過失相殺とは？                | P.12 |
| 6. どのような手続で賠償金を支払ってもらうのか？ | P.13 |
| ●岩永法律事務所のサービスメニュー         | P.14 |

## 1. はじめに

交通事故の被害者や加害者になることは、いつ、誰の身にも起こりうることです。

加害者の場合、通常は、任意保険に加入していますから、被害者との損害賠償の交渉については、保険会社が代わりに行ってくれることがほとんどです。

一方、被害者の場合は、どうでしょうか。

交通事故の被害者は、治療費がかかったり、仕事に行くことができなくて給料が減ったり、仕事に復帰したとしても後遺障害によって今まで通りの収入を得られなくなるなど大変な損害を受けるものです。

ところが、被害者は、加害者側の保険会社と自分で交渉しなければならないのです。一般的に、保険会社はできるだけ支払う金額を低く抑えようとします。しかも、相手はこのような交渉のプロです。被害者は、当然プロではありませんから、不満を感じても、対等に交渉を進めるのはなかなか難しいのが実情と言えます。

そこで、特に、交通事故の被害に遭われた方が、保険会社と有利に交渉できるように、最低限の知識をまとめた本冊子を作成してみました。

ご活用いただけましたら幸いです。

## 2. 事件の流れ

### (1) 被害者となった場合

#### ① 交通事故発生



#### ② 警察への通報

本来、加害者に届け出る義務がありますが、加害者が届け出ない場合には自らが届け出るほうがよいでしょう。なお、加害者から警察には届け出ないでくれと頼まれても応じてはいけません。なぜなら警察への届け出は、保険金請求手続きに必要な交通事故証明書を発行してもらうために欠かせませんし、損害賠償請求をする上でも必要となるからです。



#### ③ 保険会社への通知

自動車保険に加入している場合には、交通事故の発生日時、発生場所、概要を保険会社へ報告する必要があります。自分が加入している保険も使えるかもしれませんが、念のため、通知しておきましょう。



#### ④ 加害者、目撃者の氏名、住所、連絡先のメモ

後日、損害賠償請求を行うに当たって、必要になる情報です。



#### ⑤ 医師の診断を受ける

頭、首、腰などに強い衝撃を受けた場合には、後遺障害が発生するおそれが高いため、外傷がなくとも必ず医師の診断を受けて、診断書を作成してもらいましょう。治療費を払った場合、領収書を保管しておいて下さい。  
タクシーなど交通費を払った場合も同様です。



#### ⑥ 示談交渉

加害者の保険会社から、示談交渉の打診があるのが通常です。交渉決裂の場合、裁判を起こすことになります。  
※ 保険会社の提示した金額が、妥当なものであるのか否かは、被害者には判断が難しいものですし、たいいていの場合、保険会社の提示する金額は低めに抑えられていますので、提示された金額が適切か否かについては弁護士に相談されることをお勧めします。

## (2) 加害者となった場合

### ① 交通事故発生



### ② 被害者の救助

加害者には被害者を救助する義務があります。救急車を直ちに呼ぶべきです。



### ③ 警察への通報

加害者には警察へ通報する義務があります。



### ④ 保険会社への通知

正当な理由なく報告をしないと保険金が支払われなくなりますので（つまり自腹で賠償）、必ず報告しましょう。



### 3. どのような損害賠償が認められるのか？

#### (1) 傷害事故の場合

##### ① 治療関係費

治療費・付添看護費・入院中雑費・通院交通費・装具代・家屋改造費など

##### ② 休業補償

事故で減少した収入の補償

##### ③ 入通院慰謝料

入通院による精神的苦痛の補償。入院期間と通院期間に応じた基準があります。

##### ④ 逸失利益

後遺障害（P.7を参照して下さい。）があるために予想される収入減少の補償。後遺障害の程度に応じて労働能力喪失率を算出して、減少するであろう収入額を導き出します。

##### ⑤ 後遺障害慰謝料

後遺障害による精神的苦痛の補償。後遺障害の程度に応じた基準があります。



## (2) 死亡事故の場合

### ① 治療関係費

入院後に死亡された場合には治療費が発生します。

### ② 葬儀費用

### ③ 慰謝料

死亡した被害者の慰謝料と遺族の慰謝料があります。

### ④ 逸失利益

死亡しなければ得られたであろう収入を算出します。

## (3) 物損の場合

### ① 車両の修理費（修理可能な場合）

### ② 車両の時価相当額（修理不可能または過剰な修理費用がかかる場合）

## 後遺障害とは

自動車損害賠償保障法施行令第2条1項2号によれば、「**傷害が治ったとき身体に存する障害をいう**」とされています。

つまり、交通事故が原因で発生した傷害について、医学上認められた治療を行ったにもかかわらず、治療の効果が期待できなくなった状態を症状固定といい、この症状固定時に残っている（かつ、事故が原因の傷害と関係ある）障害のことを後遺障害といいます。

また、後遺障害は、

**医学的に認められるものであること**

**将来的にも回復困難なものであること**

である必要があります。

さらに、後遺障害は、

**自動車損害賠償保障法施行令別表に列挙されている等級に該当するものであり**

**労働能力の喪失を伴うものである**

必要があります。

### 後遺障害の等級について

人の体には、頭、頸、顔面（目、耳、口）、腰、手足、骨、内臓、脊柱などたくさんの部位があります。

同じ部位でも、たとえば、

手といっても、

**手の指の骨を一部失ってしまう場合**

**手指関節を屈伸できなくなってしまう場合**

**手の関節に機能障害（一定以上可動域が制限される）が残ってしまう場合**

手に、目につく傷あとが残ってしまう場合（顔に傷あとが残ってしまうケースもあります。）

目といっても、

**視力が低下する**

**失明する**

**眼球に著しい運動障害が残る**

口といっても、

**歯に歯科補綴を加える**

**咀嚼（そしゃく）機能障害や言語機能障害が残る**

など、障害も様々なものがあります。



さらに、同じような障害でも、たとえば、視力や聴力の低下にも程度が、補綴を加えた歯の本数が多い場合、下肢の短縮でも、短縮の程度が医学的に説明可能な程度の（又は他覚的に証明できる）神経系の障害がある場合でも、それが、労務が制限される程度まで至る場合や、不可能となる場合があるでしょう。

自動車損害賠償保障法施行令は別表で、このような様々な部位の他種の後遺障害について、その障害の程度もふまえ、等級分けをしています。

この等級は、重いものから順に1級から14級まであります。

## 後遺障害等級認定について

後遺障害等級の認定を行う時期は症状固定後です。後遺障害等級認定を受けるためには、症状固定後、医師に後遺障害診断書を書いてもらうことになります。

後遺障害等級認定の申請手続ですが、自賠責保険会社に対して行う場合（被害者請求）と任意保険会社に対して行う場合（事前認定手続）があります。後遺障害等級の認定は、損害保険料率算出機構というところが行います。

損害保険料率算出機構による審査は、通常、医師が作成した後遺障害診断書や画像（レントゲン写真・MRI・CTなど）などに基づいて行われます。

ただ、実際には被害者の症状に相当する後遺障害等級として認定されていない（等級に該当しないというケースもあります。）と思われるケースが残念ながら少なくありません。

そのような認定になった原因は個々のケースによっても異なるでしょう。ただ、いえることは、**事故に遭った直後から、自分の体で痛いところ、おかしいところについて、医師に対し、はっきり、誠実に、細かく伝え、必要な検査を行ってもらったことがまずは大切でしょう。**

**自分の体の異変に自分が気づかなければ、身内に観察してもらうことも考える必要があるか**と思います。自分の口からうまく伝えることが難しいなら、メモを書いて医師に渡すことも**1つの方法であるといえます。**

等級の認定について不服がある場合、異議申立を行うこともできます。

**後遺障害等級認定や異議申立は、決して簡単な問題ではありません。**

等級認定について、少しでもお悩みや不満がある方は当事務所にご相談ください。

## 4. 損害賠償に基準があるのか？

損害賠償額には、以下の3つの基準があり、保険会社から示談で提示される保険金（賠償金）は、裁判所の基準より低いことが通常です。

### ① 自賠責保険の基準

被害者に最低限の補償を行う保険ですので、この基準に従って損害額を算定すると、低い金額になります。

### ② 任意保険の基準 (保険会社独自の基準)

自賠責保険の基準と裁判基準の間で損害額を算定しますが、自賠責保険の基準に近いのが現実です。

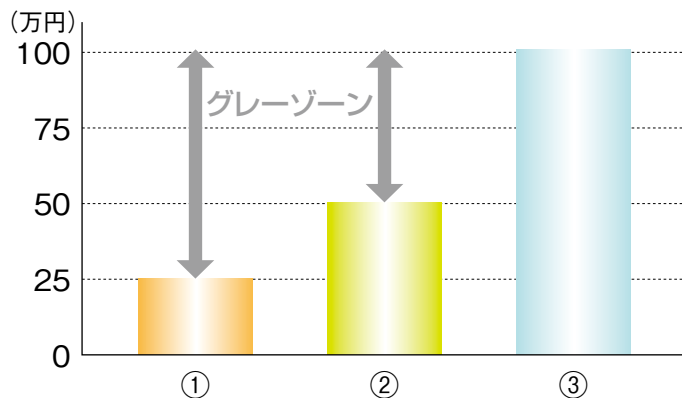
### ③ 裁判の基準

裁判所と弁護士会が協議して作成した基準です。過去の裁判例などを踏まえて、定型化された損害の内容ごとに基準が示されています。一般に、①や②よりも高額になります。弁護士が保険会社と交渉するときは、この基準をもとにして交渉します。

#### (具体例)

2か月入院した場合の傷害慰謝料は、下記の通りです。

① 自賠責保険の基準	252,000円
② 任意保険の基準（目安）	504,000円
③ 裁判の基準	1,010,000円



保険会社が提示する保険金は、①か②です。つまり、保険会社は被害者に知識がないのを良いことに、裁判になればもっと保険金を払わなければならないことが分かっている、低い金額を提示してくるのです。

「保険会社の人と言うのだから、そうなのだろう」「早く終わらせたい」というお気持ちは良く分かりますが、まずは、弁護士に相談することをお勧めします。

参考までに、3つの基準ごとの金額の違いを表にしてみましたので、参考にしてください。

項目	自賠責保険の基準	任意保険の基準（目安）	裁判の基準
治療費	実費	実費	実費
近親者の入院付添費	1日 4,100円	1日 4,100円	1日 6,500円
近親者の通院付添費	1日 2,050円	1日 2,050円	1日 3,300円
入院中の諸雑費	1日 1,100円	1日 1,100円	1日 1,500円
通院交通費	実費	実費	実費
休業損害	①有職者：現実の収入減 ②家事従事者： 1日 5,700円	①有職者：現実の収入減 ②家事従事者： 1日 5,700円	①有職者：現実の収入減 ②家事従事者： 女性労働者の年齢相応の平均賃金額
傷害慰謝料	1日 4,200円	(例) 軽傷の場合 ①通院：1日 4,200円 (1ヶ月だと12万6,000円) ②入院：1日 8,400円 (1ヶ月だと25万2,000円) * 通常の傷害は10%増、 重症は25%増。	(例) むち打ちの場合 ①1ヶ月通院のみ：19万円 ②1ヶ月入院のみ：35万円 (例) 通常の傷害 ①1ヶ月通院のみ：28万円 ②1ヶ月入院のみ：53万円

項 目	自賠償保険の基準	任意保険の基準（目安）	裁 判 の 基 準
後遺障害慰謝料			
1 級	1,100万円	1,600～2,000万円	2,800万円
2 級	958万円	1,300～1,500万円	2,370万円
3 級	829万円	1,100～1,250万円	1,990万円
4 級	712万円	950万円	1,670万円
5 級	599万円	750万円	1,400万円
6 級	498万円	600万円	1,180万円
7 級	409万円	500万円	1,000万円
8 級	324万円	400万円	830万円
9 級	245万円	300万円	690万円
10級	187万円	200万円	550万円
11級	135万円	150万円	420万円
12級	93万円	100万円	290万円
13級	57万円	60万円	180万円
14級	32万円	40万円	110万円
死亡慰謝料	①本人：350万円 ②遺族 1人：550万円 2人：650万円 3人以上：750万円	被害者が ①一家の支柱：2,000万円 ②65歳以上：1,500万円 ③その他：1,600万円	被害者が ①一家の支柱：2,800万円 ②母親、配偶者：2,400万円 ③その他：2,000万円 ～2,200万円
葬 祭 費	原則 60万円 (最大 100万円)	原則 60万円 (最大 120万円)	原則 150万円
弁護士費用	0	0	判決認容額の10%程度
遅延損害金	0	0	事故の日から 年5%の割合

## 5. 過失相殺とは？

過失相殺とは、損害の発生において被害者にも一定の過失があると認められる場合に、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

たとえば損害総額が1000万円のケースで、被害者側に30%の過失があったと認定された場合では、実際に支払われる賠償金は30%減額されて700万円となってしまいます。

このように過失相殺は実際の支払額に大きな影響を与えるため、交通事故損害額の算定において争点になりやすい項目の一つです。

そこで、実務では、裁判所が作成した「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（判例タイムズ社）という本を参考にしています。

この本では、交通事故の状況ごとに、加害者と被害者の過失割合を決めていますので、この一般的な基準をもとにして、事件ごとに修正を加えていきます。



## 6.

# どのような手続で賠償金を支払ってもらうのか？

まずは、保険会社と示談交渉をします。

示談が無事に解決すれば、一件落着となります。

### (1) 示談とは、交通事故の加害者と被害者がお互いに話し合っ、賠償金額を取り決める手続きをいいます。

先にもふれましたように、被害者は弁護士に依頼していない限り、自分で示談交渉に臨まなければなりません。加害者は、加害者自身が交渉に臨むことはほとんどなく、保険会社の担当者が代わりに示談交渉をしてくれます。

いったん示談が成立してしまうと、後で、損害賠償の金額が相場よりも低いものであることが分かったり、新たな証拠が出てきたりしても、原則として示談をやり直すことはできませんので注意が必要です。

### (2) 示談交渉を自分で行なってもまとまらない場合、弁護士に依頼するのがよいと思われれます。

その理由は、次の点にあります。

- ① プロである保険会社と交渉するためには、被害者側もプロに依頼した方がよい。これによって、煩わしい交渉に関与せずに済みます。
- ② 適切な賠償額を獲得することができる。

保険会社は、一般の方を相手に交渉する場合と弁護士を相手に交渉する場合とで、賠償基準を使い分けています。

4. で示したとおり、保険会社の提示額は、①自賠責保険の基準、または②任意保険の基準をもとにしていますから、低い金額です。一方、弁護士は③裁判の基準をもとにして交渉しますから、弁護士が交渉した方が、弁護士費用を考慮しても、より多くの賠償額を得られる可能性が高いといえます。

### (3) 示談決裂の場合は、裁判を起こすこととなります。

交渉の過程によっては、交渉を打ち切って裁判を起こした方がよい場合もありますが、その判断も、訴訟での戦略などを見越した判断が必要になりますので、弁護士でなければ判断は難しいといえます。

## 岩永法律事務所の安心サービスメニュー

ご予約

法律相談

事件のご依頼を受ける（事件受任）

保険会社に、事件受任の通知

保険会社と交渉

示談成立で終了

示談不成立の場合

訴訟提起

裁判上の和解または判決で終了

交通事故トラブル相談会 随時 受付中

平日の毎日相談、夜間、土曜相談を常設しております。

予約電話

**095-829-2120**

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分

※相談受付は、上記業務時間中に必ず電話でご予約下さい。

# 岩永法律事務所

**Best …… 私たちは依頼者の幸せのために最善を尽くします。**

**Get …… 私たちは依頼者の立場で行動し、利益獲得を目指します。**

**Quality … 私たちは依頼者に対する「法的サービス」の品質向上に努めます。**

## 所長ごあいさつ

岩永隆之 弁護士  
岩永法律事務所 所長  
長崎県弁護士会会員

交通事故の被害者は、被害にあったこと自体で深く傷付けられ、生活していくことが困難な状況に置かれます。

本来、そのような被害者を十分に保護することが保険会社の役割であると思うのですが、実際は、保険会社の冷酷な対応によって、被害者は更に深く傷付けられることが多いのです。

被害者の正当な権利の実現を妨害するような保険会社の対応を容認するわけにはいきません。

被害に遭われた方は、ぜひご相談下さい。

事務所ホームページは  
こちらからどうぞ

岩永法律事務所

検索

<http://www.iwanaga-law.jp/>



## 事務所概要

### 岩永法律事務所

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

弁護士 岩永隆之  
弁護士 黒岩英一

TEL 095-829-2120

FAX 095-829-2121

Mail iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

## 交通アクセス

### ■JR長崎駅より

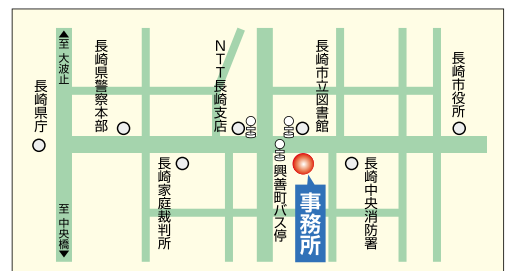
徒歩	10分
タクシー	3分
路面電車	1番系統「正覚寺下」行きに乗車 「大波止」で下車し、徒歩8分 「西浜町」で下車し、徒歩10分
バス	「中央橋」方面行きに乗車 「興善町」で下車し、徒歩1分 「中央橋」で下車し、徒歩5分

### ■長崎空港より（リムジンバス）

「ながさき出島バイパス経由長崎駅前」行きに乗車し、約50分。「中央橋」「県庁前」「大波止」で下車。  
※県庁前で下車することをおすすめします。

### ■高速道路から

長崎自動車道 長崎ICから「ながさき出島バイパス」を経由し、10分  
※車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。



## 交通事故トラブル相談会

随時 受付中

平日の毎日相談、夜間、土曜相談を常設しております。

予約電話

**095-829-2120**

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分

※相談受付は、上記業務時間中に必ず電話でご予約下さい。